坂出市新庁舎建設市民会議設置要綱

（設置）

第１条　新庁舎の建設に関し，必要な事項を調査検討するため，坂出市新庁舎建設市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　市民会議は，次に掲げる事項について検討し，市長に報告する。

(1) 新庁舎の基本構想に関すること。

(2) 新庁舎の基本計画に関すること。

(3) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　市民会議は，委員１０人程度で組織し，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体から推薦された者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募により選出された者

(4) その他市長が適当と認める者

２　前項の規定による公募の手続は，別に定める。

（任期）

第４条　委員の任期は，第２条に定める事項が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第５条　市民会議に会長及び副会長各１名を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　会長は，会務を総理し，市民会議を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，または欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　市民会議は，会長が招集し，その議長となる。

２　市民会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は，出席委員の過半数で決定し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　会長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　市民会議に関する庶務は，総務部総務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，市民会議の運営について必要な事項は，会長が市民会議に諮って定める。

付　則

１　この要綱は，平成２４年１０月１日から施行する。

２　この要綱による最初の市民会議は，第６条第１項の規定にかかわらず，市長が招集する。

坂出市新庁舎建設市民会議委員募集要項（案）

|  |  |
| --- | --- |
| １．趣　　旨 | 坂出市における本庁舎の建設を検討するに当たり，広く市民の皆さんの意見を反映させるため「坂出市新庁舎建設市民会議」の委員を募集します。 |
| ２．公募人数 | ２人程度　※委員は公募委員のほかに学識経験者，各種団体委員等も参加します。 |
| ３．任 期 等 | 委嘱の日から基本計画の策定（平成26年3月を予定）まで |
| ４．応募資格 | 以下の条件を全て満たしている人に限ります。  ・本市に居住し，応募締切日現在の年齢が満20歳以上の人  ・本市の市議会議員または職員でない人  ・毎月１回程度，平日に開催する会議に出席できる人 |
| ５．委員報酬 | 市民会議に出席した際は，市の規定により報酬を支給します。 |
| ６．応募手順 | ①応募方法　指定の応募用紙に必要事項を明記のうえ，「新庁舎に期待すること」をテーマとする400字程度の作文（A4用紙、書式自由）と共に下記の応募先に郵送，FAX，電子メールまたは直接総務部総務課へ持参してください。  ②応募先（問い合わせ先）  坂出市役所総務部総務課  　　　　　　〒762-8601　坂出市室町二丁目３番５号  　　　　　　電話 0877-44-5002　FAX 0877-46-4056  　　　　　　E-mail　soumuka@city.sakaide.lg.jp  ③応募期限　平成24年10月19日(金)まで　※当日消印有効  ④選考方法　応募書類を基に書類選考し，結果については，本人宛に通知します。 |
| ７．注意事項 | ①　提出書類に虚為の記載が認められた場合は，委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。  ②　提出いただいた書類は，返却しません。  ③　委員の氏名は公表しますが，それ以外の個人情報の取扱いには十分留意し，他の目的には使用しません。 |